

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年11月18日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村地内から同村第9地割字銅屋地内まで）及びこれに伴う附帯工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代村	不明。ただし、第7地割字明神38番1又は第8地割字太田名部84番1地先	不明。ただし、第7地割字明神38番1 山林又は第8地割字太田名部84番1地先 公衆用道路	不明。ただし、第7地割字明神38番1 1,228㎡又は第8地割字太田名部84番1地先 不明	645.82㎡	362.79㎡	283.03㎡	公衆用道路	1 別図1に①、⑤及び⑫として赤色で表示する部分 2 実測地積は、収用しようとする土地の面積と使用しようとする土地の面積の合計である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、第7地割字明神38番1の土地所有者

氏名	住所
三田地 秀衛	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代128番地2

又は第8地割字太田名部84番1地先の土地所有者

氏名	住所
県道岩泉平井賀普代線道路管理者 岩手県	岩手県盛岡市内丸10番1号

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

不明。ただし、第7地割字明神38番1の土地に関して権利を有する関係人

氏名	住所	権利の種類
二級河川普代川河川管理者 岩手県	岩手県盛岡市内丸10番1号	使用借権
県道岩泉平井賀普代線道路管理者 岩手県	岩手県盛岡市内丸10番1号	使用借権
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	使用借権

又は第8地割字太田名部84番1地先の土地に関して権利を有する関係人

氏名	住所	権利の種類
二級河川普代川河川管理者 岩手県	岩手県盛岡市内丸10番1号	使用借権

東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年11月16日

2(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事(三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村地内から同村第9地割字銅屋地内まで)及びこれに伴う附帯工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代村	不明。ただし、第7地割字明神38番1又は第8地割字太田名部84番1	山林	不明。ただし、第7地割字明神38番1 1,228㎡ 又は第8地割字太田名部84番1 10,483㎡	321.55㎡	78.66㎡	242.89㎡	原野 雑種地	1 別図1に②、⑥及び⑩として赤色で表示する部分 2 実測地積は、収用しようとする土地の面積と使用しようとする土地の面積の合計である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、第7地割字明神38番1の土地所有者

氏名	住所
三田地 秀衛	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代128番地2

又は第8地割字太田名部84番1の土地所有者 土地登記簿名義人(亡)合砂繁雄(持分8分の2)法定相続人

氏名	住所	持分
合砂 ケイ子	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代97番地4	8分の1
合砂 洋	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代97番地4	32分の1
合砂 勉	千葉県銚子市唐子町28番地の37	32分の1
深渡 寿子	埼玉県さいたま市北区别所町64番地23	32分の1
合砂 時雄	岩手県下閉伊郡普代村第8地割字太田名部102番地7 野崎アパート2号	32分の1

及び

氏名	住所	持分
長澤 義彦	岩手県下閉伊郡普代村第14地割字宇留部29番地8	8分の2
長澤 正吉	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代107番地4	8分の2
三上 伊勢次郎	青森県八戸市類家四丁目14番7号	8分の2

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
普代村長 榎屋 伸夫	岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2	使用借権
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年11月16日

3(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事(三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村地内から同村第9地割字銅屋地内まで)及びこれに伴う附帯工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代村	不明。ただし、第7地割字明神38番1又は第8地割字太田名部84番1地先	不明。ただし、第7地割字明神38番1山林又は第8地割字太田名部84番1地先道	不明。ただし、第7地割字明神38番1 1,228㎡又は第8地割字太田名部84番1地先 不明	170.54㎡	36.97㎡	133.57㎡	原野雑種地	1 別図1に③、⑦及び⑩として赤色で表示する部分 2 実測地積は、収用しようとする土地の面積と使用しようとする土地の面積の合計である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、第7地割字明神38番1の土地所有者

氏名	住所
三田地 秀衛	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代128番地2

又は

第8地割字太田名部84番1地先の土地所有者

氏名	住所
財務省	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年11月16日

4(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事(三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村地内から同村第9地割字銅屋地内まで)及びこれに伴う附帯工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代	不明。ただし、第7地割字明神38	不明。ただし、第7地割字明神38	不明。ただし、第7地割字明神38番	794.30㎡	198.49㎡	595.81㎡	原野雑種地	1 別図1に④、⑧及び⑨として赤色で表示する

村	番1又は第8地割字太田名部84番1地先	番1 山林又は第8地割字太田名部84番1地先 水	1 1,228㎡ 又は第8地割字太田名部84番1地先 不明				部分 2 実測地積は、 収用しようとする土地の面積と 使用しようとする土地の面積の 合計である。
---	---------------------	--------------------------	----------------------------------	--	--	--	--

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、第7地割字明神38番1の土地所有者

氏名	住所
三田地 秀衛	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代128番地2

又は

第8地割字太田名部84番1地先の土地所有者

氏名	住所
二級河川普代川河川管理者 岩手県	岩手県盛岡市内丸10番1号

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年11月16日

5(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村地内から同村第9地割字銅屋地内まで）及びこれに伴う附帯工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代村第8地割字太田名部	84番1地先	公衆用道路	不明	48.35㎡	48.35㎡	0㎡	公衆用道路	1 別図2に⑩として赤色で表示する部分 2 実測地積は、 収用しようとする土地の面積と 使用しようとする土地の面積の 合計である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
県道岩泉平井賀普代線道路管理者 岩手県	岩手県盛岡市内丸10番1号

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年11月16日

6(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村地内から同

村第9地割字銅屋地内まで)及びこれに伴う附帯工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代村第8地割字太田名部	84番1	山林	10,483㎡	17,938.69㎡	17,938.69㎡	0㎡	山林	1 別図3に㊸として赤色で表示する部分 2 実測地積は、収用しようとする土地の面積と使用しようとする土地の面積の合計である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

土地登記簿名義人(亡)合砂繁雄(持分8分の2)法定相続人

氏名	住所	持分
合砂 ケイ子	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代97番地4	8分の1
合砂 洋	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代97番地4	32分の1
合砂 勉	千葉県銚子市唐子町28番地の37	32分の1
深渡 寿子	埼玉県さいたま市北区別所町64番地23	32分の1
合砂 時雄	岩手県下閉伊郡普代村第8地割字太田名部102番地7 野崎アパート2号	32分の1

及び

氏名	住所	持分
長澤 義彦	岩手県下閉伊郡普代村第14地割字宇留部29番地8	8分の2
長澤 正吉	岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代107番地4	8分の2
三上 伊勢次郎	青森県八戸市類家四丁目14番7号	8分の2

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年11月16日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。